



新関 一夫 議員



録画映像

質 問	法令に適合した随契理由がなく違法随契した責任について
市 長	違法な随意契約をしたとの認識はありません

問 LED照明設備に関する件に関しては、3月の第1回定例会から、様々な質問をしてきました。

11月13日付け北海道新聞の第3面（全道版）に「北斗市 不透明な随契」の見出しで記事が大きく掲載されました。複数の市民より「市と議会は何をやっているんだ！」とのお叱りと疑問の電話をいただきました。

北斗市の名誉と信用を、大きく毀損したこの記事内容に関し、市長及び監査委員はどう考えているのかを伺います。

また、以下の点について伺います。

(1) 法的問題と責任について
再三質問していますが、市が「一者特命随契」をできるとして挙げている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号について、これまでの質疑応答を踏まえてお聞きします。

ア 第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの…」について伺います。
工藤副市長は議会において、このシス

テム（リース事業・地元の電気工事業者で施工・リース期間中のメンテナンス）ができるのは「自分の思い込みで1社（E社）しかできない」と思い込んでいた。」と答えています。

「思い込み」か「恣意的」か、どちらにしてもこの時点で「適法でない」ことは明らかです。

このことの認識と責任を伺います。

イ 上記施行令第7号「時価に比して著しく有利な価格…」に関し、改めてお聞きしますが、「時価」とはどのような意味であるのか、お聞きします。

私は「時価」とは、「市場価格」と同義語と理解していますが、市は特別な解釈をしているのか。

市長及び監査委員の考えをお聞きします。

ウ 法令に適合した随契理由がないことを踏まえ、「違法な随契」をしたことと責任についてお聞きします。

(2) 市は事前にLED灯火の数は押さえていたと思いますが、契約した5つの施設それぞれの灯火の数をお知らせください。

また、数の根拠をお知らせください。併せて、E社の見積もりにある、灯火の数もお知らせください。

答（市長） 本件に関しては、本事業の目的、及び契約締結に至った経緯、趣旨について、これまで説明をさせていただ

たとおりですが、監査結果でのご指摘、一般会計決算認定に対する付帯決議等を真摯に受け止め、今後の円滑な市政運営に努めてまいります。

(1) ア及びイの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第7号については、

本事業の実施を検討するに当たり、過去の情報などから、大手リース事業者の場合、この事業者が直接施工することも想定されたことから、より本市の意向が達成されるであろうと考えられる本事業の契約事業者と、随意契約としたものです。本事業における、試験施工の予算化に向けた検討段階においては、第7号の規定である「時価に比して著しく有利な価格」の適用を想定していましたが、その後、検討を重ねた結果、第2号の規定である「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」の規定を主に適用し、第7号の規定は参考として補足したものであることから、「適法ではない」との考えはなく、質問のウにある「違法な随意契約」をしたとの認識もありません。

なお、「時価」の解釈につきましては、「時価」の判断基準は明確にできるものではなく、その品質や労働環境等を適切に確保した上で判断すべきものと考えています。

(2) スポーツセンターが195灯、市民プールが277灯、浜分小学校が1千337灯、上磯中

学校が2千40灯、大野中学校が1千426灯です。

それぞれの灯数の根拠については、契約事業者より、それぞれの施設におけるLED照明器具の設置場所や設置器具、灯数などの一覧が示されています。

なお、契約事業者の見積もりにある灯数について、包括的な費用に基づく年間リース額とLED化による電気料金を含む維持管理経費の削減効果額を比較検討したものであり、見積もり段階での灯数は把握していません。

答（代表監査委員） 11月13日付けの新聞報道記事については、ご質問にあるような、北斗市の名誉と信用を大きく毀損したとは思っていませんが、市として、説明すべきものは、説明が必要であるのではないかと考えています。

(1) ア及びイの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第7号については、市の裁量の幅は広く、随意契約としたことについて、「適法ではない」とは考えていません。



LED照明の
北斗市スポーツセンター